

議案第 53 号

筑西市暴力団排除条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 3 日

筑西市長 設 楽 詠美子

筑西市条例第 号

筑西市暴力団排除条例の一部を改正する条例

筑西市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を第 15 条とし、第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（祭礼等における措置）

第 14 条 祭礼、興行その他の公共の場所に不特定又は多数の者が特定の目的のために一時的に集合する行事（以下「祭礼等」という。）の主催者又はその運営に携わる者（以下「祭礼主催者等」という。）は、祭礼等により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、祭礼等の運営に暴力団又は暴力団員等を関与させない等の必要な措置を講じなければならない。

2 祭礼主催者等は、暴力団員等が祭礼等の運営に支障が生じる行為をしたとき若しくはそのおそれがあると認めるとき又は市民、祭礼等の参加者その他祭礼等に関係する者の迷惑となる行為をし、若しくはこれらの者に危害を及ぼしたとき若しくはこれらのおそれがあると認めるときは、筑西警察署長に対し、祭礼等における安全を確保するために必要な措置を講じるよう要請するこ

とができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。